

2018年6月15日

各位

再生計画認可決定の確定に関するお知らせ

当社及び当社の100%子会社であるタカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社が提出した再生計画案は、いずれも債権者の皆様からのご賛同をいただいて可決され、東京地方裁判所より再生計画を認可する旨の決定をいただいておりますところ、2018年6月15日、同決定がいずれも確定いたしましたので、お知らせいたします。

このように当社らの各再生計画が認可決定の確定に至ったのは、利害関係人の皆様のご理解とご支援の賜物であり、改めて心より御礼申し上げます。

当社らの再生計画に基づく弁済につきましては、再生計画認可決定の確定日である2018年6月15日から3か月以内に、確定再生債権について債権者の皆様に対する弁済を実施させていただきます。具体的な弁済額等の詳細につきましては、各債権者の皆様に別途お知らせいたします。

引き続き当社の民事再生手続きにつき、ご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願いたします。

タカタ株式会社

代表取締役社長 野村 洋一郎